

感染を防ぎながら日常を送るために

令和4年 5月25日
京都府

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、感染力が高いとされるオミクロン株のB A.1からB A.2への変異がある中でも、GW後に急激な拡大もなく、重症化リスクの高い高齢者への3回目ワクチン接種が進んだことなどから、病床使用率や重症者の割合も低い状況が続いています。

これから暑い季節を迎えることから、屋外ではマスクを外すなどの対応も必要となってきますが、社会経済活動を進めていくため、改めて一人ひとりが感染に注意して行動いただくようお願いします。

また、府民の皆様・事業者の皆様には、ワクチン接種を希望する方の積極的な接種をお願いします。

I 一人ひとりが感染対策を

感染拡大を防止しながら日常に近づくため、

「自分が感染しない」、「ほかの人に感染させない」、

「感染をひろげない」を常に意識した行動をお願いします。

1 基本的な感染対策

- ・ 部屋の換気、こまめな手洗い・手指消毒を心がけましょう
- ・ 少しでも体調が悪い場合は、医療機関に電話の上、受診し、家族を含めて通勤・通学・通園は控えましょう
- ・ 体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えましょう
- ・ 人との距離を確保し、大声での会話など感染リスクの高い行動を避けましょう

自分が感染しないために

- ・ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用、こまめな換気による空気の入換えを行ってください。
- ・ 「三つの密」を回避して、人と人との距離を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・ 旅行や帰省に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など感染リスクを回避する行動をとってください。

ほかの人に感染させないために

- ・毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は医療機関へ相談してください。
- ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるなど、特に注意してください。
- ・従業員等で高齢者や基礎疾患がある方、同居者にそうした方がいる場合は、本人の申出を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等の就業上の配慮を行ってください。

感染をひろげないために

・事業所等でひろげないために

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触の低減に取り組んでください。
- ・従業員等に対する出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は勤務させないとともに、医療機関へ相談するよう指導してください。
- ・職場の感染対策を再点検し、特に居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での注意喚起を徹底してください。
- ・特措法第24条第9項により、業種別ガイドラインの遵守を要請しますので、適切に取り組んでください。

・学校・保育所等でひろげないために

- ・学校、保育所等での生活や送迎などの学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守ってください。
- ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は登校や登園を控えてください。
- ・学校等の休業期間においても感染リスクが高い行動を控えるよう注意喚起してください。

・医療機関・高齢者施設等でひろげないために

- ・医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、面会などの各施設で決められた感染対策のルールを守ってください。
- ・高齢者施設内の感染拡大を防ぐための従事者等に対する検査を行ってください。

2 正しいマスクの着用

屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用しましょう

屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、着用の必要はありません

・マスク着用の考え方

(※令和4年5月23日付 基本的対処方針改定後)

	身体的距離が確保できる (2 m以上を目安)		身体的距離が確保できない	
	屋内 (注)	屋外	屋内 (注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する	着用の必要はない

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※ 特に夏場については、熱中症予防の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※ 高齢者等との面会時や病院内など重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨

3 飲食時の感染対策

飲食時には

- ・適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用しましょう
- ・会話の時はマスクを着用しましょう
- ・お店では大声で話さないようにしましょう
- ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしましょう

※認証店：アクリル板の設置や適切な換気など、京都府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店

Ⅱ ホール等での催し物の開催について

開催規模に関わらず、業種別ガイドラインに基づく入場整理等の感染防止対策を徹底してください

令和4年3月22日以降の催し物（イベント等）の要件
（特措法第24条第9項に基づく要請）

施設の 規模 大声 の有無	収容定員 5,000人以下	収容定員 5,000人超～10,000人	収容定員 10,000人超
大声なしの イベント	収容定員まで 入場可（注）	5,000人まで 入場可（注）	収容定員の 半分まで 入場可 （注）
	「感染防止安全計画」を策定した場合、 収容定員まで入場可		
大声ありの イベント	収容定員の半分まで入場可（注）		

（注）感染防止チェックリストを作成し、HP・SNS等で公表が必要

※演奏会や講演会、演劇などの催し物は、会場収容定員での開催が可能です。
（一席空けなどは不要です）

（ 大声とは…観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること
＜大声の具体例＞観客間的大声・長時間の会話
スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
※ 得点時の一時的な歓声等は「大声あり」には当たりません。）

Ⅲ ワクチン接種の推進

市町村と連携してワクチン接種を進めます

- ・ワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください。
- ・ワクチン接種を希望する方(児童・生徒等含む)が、気がねなく接種に行ける環境を職場や学校等で整えてください。

1 若年層への3回目接種を推進

○ワクチンの選択機会を広げる

- ・市町村による若年層向けファイザー接種会場の設置
- ・京都タワー会場でノババックスによる3回目接種の実施 6/1(水)～受付(6/8(水)～接種)
- ・ノババックス接種を行う医療機関の確保

○接種機会の確保等

- ・市町村による若年層が接種しやすい曜日・時間帯(週末・夜間)の接種会場の設置
- ・大学・企業等へワクチン接種チーム「ワクチン接種バス」を派遣し、出前接種
- ・京都タワー会場で保育ルームを設置
6/3(金)～設置(※月・金)

2 重症化リスクの高い方への4回目接種を推進

(市町村)

- ・高齢者施設入所者の接種を6月から開始
- ・3回目接種の実績を踏まえ、個別・集団接種を順次開始

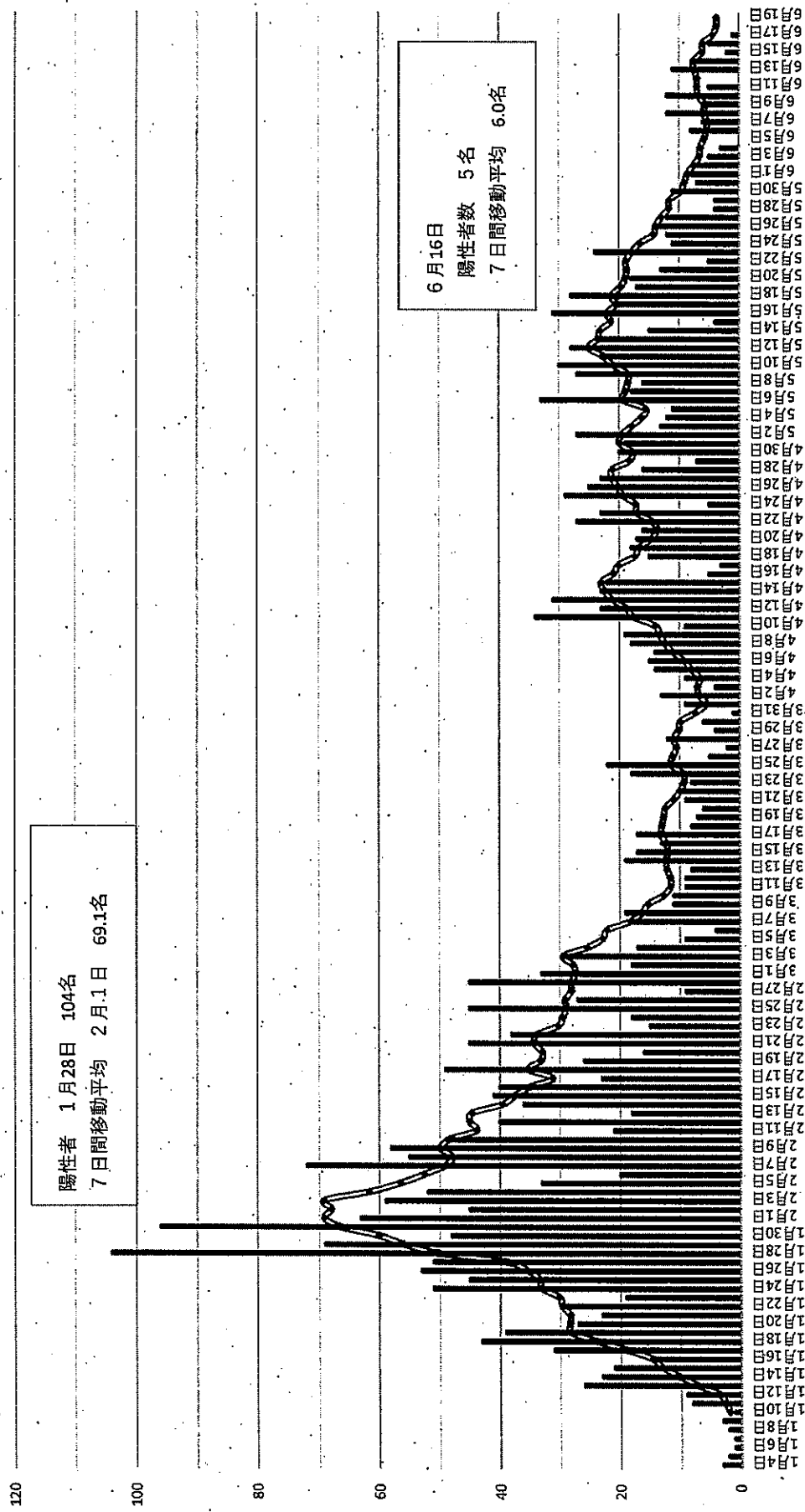
(京都府)

- ・府会場3箇所、4回目接種の予約受付・接種
5/26(木)から予約受付・接種を開始

- ・対象者：①または②に該当し、3回目接種後5か月を経過した方
 - ①60歳以上の方
 - ②基礎疾患を有する等医師が重症化リスクが高いと認める方

府立学校【児童生徒】陽性者グラフ ※陽性判明日で集計

■陽性者数 ○7日間移動平均



4 教保第 618 号
令和 4 年 6 月 13 日

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

夏季における児童生徒のマスクの着用について

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありました。

については、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時など熱中症のリスクが高いことが想定される場合、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すように指導するとともに、基本的な感染対策を継続してください。

なお、マスクの着用を希望する児童生徒に対しては適切な配慮が必要ですが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じるようにしてください。

担当	保健体育課 健康安全教育指導係
電話	075-414-5874

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け事務連絡）においてお示した「マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項」について、最近の熱中症事案等を踏まえて再周知いたします。

事 務 連 絡
令和4年6月10日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

夏季における児童生徒のマスクの着用について

夏季における児童生徒のマスクの着用については、令和4年5月24日付けの事務連絡（以下「前回事務連絡」という。）により留意事項等をお知らせし、その考え方の理解促進に向けて厚生労働省と協力してリーフレットを作成するとともに、Q&Aを文部科学省HPに掲載する等を行っているところです。

一方で、最近、熱中症により多くの生徒が救急搬送される事案が複数件確認されており、今後更に気温や湿度、暑さ指数が高くなることが見込まれる中で非常に憂慮すべき事態となっております。

このため、これらの事案や関連する指摘等を踏まえ、特に熱中症のリスクが高くなる夏季におけるマスクの着用の考え方について、改めてお知らせしますので、これらを参考に各地域や学校における対応方針を再確認いただくようお願いします。

記

- 基本的な感染対策として、引き続き、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底していく必要があります。

- 併せて、気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で児童生徒がマスクを着用することで、熱中症のリスクが更に高まるおそれがあることから、マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項について前回事務連絡で示したところであり、そのポイントは以下のとおりとなりますので、改めて御確認の上、適切に御対応ください。
- ・ 各学校においては、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、リーフレット等も活用しながら、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求めること
 - ・ マスクの着用が不要な場面の例として、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時を取り上げており、これらの場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること
 - ・ その上で、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には常時換気など換気を徹底する、運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取ること
- なお、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮が必要となりますが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じることが不可欠となります。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

【参考資料】

- ・ 「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ・ 「マスクの着用に関するリーフレットについて」（令和4年5月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf

<本件連絡先>

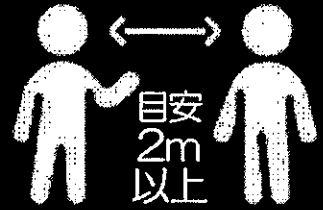
文部科学省：03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合においては、マスクを着用する必要はありません。また、就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には求めています。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・ 人との距離が確保できる場合
- ・ 人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合

＜例＞離れて行う運動や移動、

鬼ごっこなど密にならない外遊び

＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・ 人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合

＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の

就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

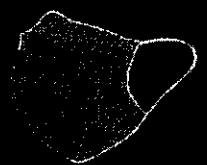
他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

気をつける
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要な場面では、マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



新型コロナウイルス
感染症予防のために
（厚生労働省HP）



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



文部科学省

新型コロナウイルスに関連した感
染症対策に関する対応について：
幼小中高・特別支援学校に関する情報
（文部科学省HP）



